

第11回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年11月9日(月) 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市役所 大原庁舎3階 大会議室

3 出席委員(11名)

1番 藤平 正一

2番 関 俊光

4番 松崎 秋夫

5番 池田 誠

6番 織本 幸一

7番 増田 伸子

8番 高浦 伸芳

10番 三枝 正直

11番 鈴木 茂雄

12番 鈴木 博善

13番 古川 久芳

4 欠席委員(2名)

3番 藍野 道郎

9番 久我 久

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和2年度第8次農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農用地利用配分計画(案)について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、只今から令和2年第8回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、3番 藍野委員、9番 久我委員の2名であり、出席委員数は、委員総数13名中11名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いいたします。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号7番 増田委員、議席番号8番 高浦委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1から15について説明します。

番号1、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、自宅に隣接し耕作に便利な為です。本件の申請者兩名は兄妹であり、譲受人である妹が自宅を新築するのを機に、隣接する農地を兄から妹へ所有権移転するものです。申請土地、深谷字矢近(ヤヂカ)、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、贈与による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、新規就農の為です。申請土地、島字島(シマ)、地目田、〇〇〇㎡、外1筆、2筆合計〇〇〇㎡、権利内容、賃貸借権設定、図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、新規就農の為です。本件の譲受人は番号2と同一となります。申請土地、島字間ノ谷（アイノヤ）、地目田、〇〇〇㎡、外6筆、7筆合計〇〇〇㎡、権利内容、使用貸借権設定、図面番号2です。

番号4および番号5は同一の受人による案件の為、まとめて説明します。申請理由はいずれの案件も、割田になっており、1枚の田にして耕作しやすくする為となります。申請土地、松丸字下田（シモダ）、地目田、面積計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号3です。

番号6、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、新田字下七曲（シモナナマガリ）、地目田、〇〇〇㎡、外8筆、9筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号4です。なお本件の9筆は平成25年6月20日付いすみ市農業委員会指令第3号の10にて一度許可が出ておりましたが、令和2年10月2日付で許可取り下げ願が提出されております。

番号7および番号8は同一の受人による案件の為、まとめて説明します。譲渡人理由は、両案件とも農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、大原字王子久保（オオジクゴ）、地目畑、面積計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号9、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、小沢字新田（シンデン）、地目畑、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号6です。

番号10、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、佐室字小丸長（コマルオサ）、地目田、〇〇〇㎡、外

2筆、3筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号7および8です。

番号11、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、長志字長処（ナガドコロ）、地目田、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号9です。

番号12、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、自宅に近く耕作に便利な為です。申請土地、岬町和泉字地蔵前（ジゾウマエ）、地目畑、〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号10です。

番号13、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、渡人の要望に応じる為です。申請土地、岬町三門字西ノ東前（ニシノヒガシマエ）、地目畑、〇〇〇㎡、外7筆、8筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号11、12および13です。

番号14、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町鴨根字海老川（エビガワ）、地目田、〇〇〇㎡、外1筆、2筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号14です。

番号15、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町押日字三川（サンガワ）、地目田、〇〇〇㎡、外8筆、9筆合計〇〇〇㎡、権利内容、売買による所有権移転、図面番号15です。

番号1から15につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号3について、6番 織本委員の補足説明をお願いいたし

ます。

織本委員 6番 織本です。1番に関しては、耕作地の中に自宅を建てたので問題ないと思います。2番に関しては、父から跡を継ぎ耕作するものなので問題ないものと思います。

議長 ありがとうございます。続いて、番号4及び番号5について、10番 三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三枝委員 10番 三枝です。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思われま

す。
議長 ありがとうございます。続いて、番号5について、3番 藍野委員の補足説明をお願いいたします。

藍野委員 3番 藍野です。事務局の説明のとおりで、何ら問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。続いて、番号6については、3番 藍野委員欠席の為、私から補足説明をいたします。受人は新規就農者です。貸付欄に、1町6畝と記載されていますが、これは同一世帯の父親のものとの事で、仕様上どうしても記載されてしまうとの事です。よって問題のないものとなります。続きまして、番号7から9について、5番 池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 5番 池田です。まず、7番8番につきましては、受人が同じですので合わせてお話しします。受人は、申請地付近の借家に居住しております。申請地は荒れた土地で草刈りを行い、畑として耕作するものでありまして問題ないものと思われま

す。小型耕運機2台と草刈機を所有しているそうです。本人は76歳で、80歳の義理の兄と二人で耕作をするそうです。9番につきましては、受人は平成28年以前、南大原土地改良区内の田をはじめ、3か所にて農地法第3条申請をしてお

り、今回が4度目の申請です。3件の許可済地においてはいずれも耕作がされており、本申請も問題はないものと思われま

す。以上です。
議長 ありがとうございます。続いて、番号10及び番号11について、8番 高浦委員の補足説明をお願いいたします。
高浦委員 8番 高浦です。10番、11番ともに、事務局説明のとおりで問題ありません。

よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて、番号12については、私の方から説明させていただきます。9番 久我委員から問題なしとの連絡を受けております。番号13については、4番 松崎委員の補足説明をお願いします。

松崎委員 4番 松崎です。事務局の説明のとおりで、受人については、記載されている筆の半分ほどは耕作されているもので、今後も継続するとの事なので問題はないものと思います。

議長 ありがとうございます。続いて、番号14および15については、7番 増田委員の補足説明をお願いします。

増田委員 7番 増田です。両案件とも、それぞれが地域の担い手となって耕作をしていますので、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。それでは、担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は岬町江場土船戸の畑、〇〇〇㎡で江東橋の北側に位置します。図面番号16です。

当初計画内容、貸倉庫。当初許可年月日、平成31年3月1日許可。当初許可番号、千葉県夷農指令第165号の12-3。

変更理由、他に倉庫付中古物件を取得したため。

承継計画は別荘用地及び物置（〇〇〇㎡）です。

申請土地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当し

ます。

譲受人は、夷隅川で釣りやジェットスキーを楽しむために申請地を取得し、キャンピングカー1台と物置1棟を設置し、別荘用地として使用する計画です。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水は汲み取り式、雑排水は浄化槽処理後蒸発散方式にて宅地内処理します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

本申請と同時に農地法第5条許可申請（議案第3号番号9）がなされております。

番号2、本件土地は岬町鴨根西ノ台の畑、〇〇〇㎡で加茂神社の東側に位置します。図面番号17です。

当初計画内容、専用住宅。当初許可年月日、平成15年4月15日許可。

当初許可番号千葉県夷支指令第5号の10。

変更理由、自身の高齢化により計画を断念したため。

承継計画は駐車場（4台）です。

申請地は、番号1と同様の要件であることから、第2種農地に該当します。

譲受人は自宅隣接の申請地を取得し駐車場を整備します。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

本申請と同時に農地法第5条許可申請（議案第3号番号11）がなされております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 4番松崎です。事務局説明のとおりで、前回許可時から大きな変更もないので、問題ないものと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、番号2について、7番 増田委員の

補足説明をお願いします。

増田委員 図面番号17を見てもらえばわかるとおり、竹藪が視界を塞いでおります。これを解消すれば交通事故の予防になるものと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

池田委員 はい。2番ですけれど、これ、平成15年許可ですよ。だいぶ経っている。理由が自身の高齢化によるという事ですが、許可時点では何歳くらいだったのですか。

事務局 はい。現在97歳ですので、許可時点では80歳くらいになると思います。

池田委員 わかりました。

議長 ほかに質疑ございますか。質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって議案第2号については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は、深谷原の畑〇〇〇㎡で、原集会所の南側に位置します。図面番号18です。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、住宅で集落に接続して設置されるものであるため例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、貸家住宅（2棟計〇〇〇㎡）です。

譲受人は市内で不動産業を営む法人であり、保育所や小中学校に近く、需要があると考え貸家住宅の建築を計画しました。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は

合併浄化槽へ接続し、排水路へ放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和2年10月23日付で市建設課に道路占用許可申請がなされております。件土地は万木海雄寺前の田〇〇〇m²番号2、本で、海雄寺の東側に位置します。図面番号19です。

申請地は、番号1と同様の要件であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、土石等の資源の採取の用に供するものであるため例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、坑井用地及び保有空地、進入路・作業用地・車両置場です。譲受人は天然ガスの開発、採取及び販売等を目的とする法人ですが、鉱業法に定められる諸条件を満たす申請地を取得し、坑井掘削等の転用を行います。

用水は設置なし。排水について、雨水は自然流下及び自然浸透とし、坑井による掘削泥水はタンクに溜め一切の流出がないようにします。不要な泥水及び雑排水はバキューム車で回収し、産業廃棄物として処理します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

他法令の関係は、鉱業法の規定に基づく施業案について平成26年12月8日付で関東経済産業局の認可、地盤沈下の防止に関する協定書の規定による天然ガス井戸掘削計画について平成26年3月11日付で千葉県知事の承認、地盤沈下防止協定に基づく承認について平成25年12月16日付でいすみ市長の承認、万木区坑井開発について平成25年10月15日付で万木区長、万木区長代理、万木東揚水組合長、万木西揚水組合長の同意を得ております。

番号3、本件土地は大原北新田の畑〇〇〇m²で坂東区民会館の西側に位置します。図面番号20です。

申請地は、都市計画法に規定する用途地域内であることから第3種農地に該当します。

転用目的は駐車場（5台）及び進入路です。

譲受人は申請地の南側隣接の土地に住宅を建築する予定ですが、申請地を通らないと辿り着けないため、申請地を取得し駐車場及び進入路としての転用を計画しました。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

番号4、本件土地は若山南下野の畑〇〇〇㎡で、東海小学校の西側に位置します。図面番号21です。

申請地は市街地化が見込まれる区域内にある農地のうち、宅地化の状況が、第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル324枚を設置するものです。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

隣接農地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和2年1月9日付けで事業認定がなされております。

番号5、本件土地は若山北若山の畑〇〇〇㎡で、熊野神社の北側に位置します。図面番号22です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は建売住宅（〇〇〇㎡）及び公衆用道路です。

譲受人は市内で不動産業を営む法人であり、自然にあふれ生活環境も良く、需要があると考え、建売住宅の建築を計画しました。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透とし、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通じ、既存枡に接続します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、法定外公共物管理条例について、令和2年10月23日付で市建設課に占用許可申請がなされております。

番号6、本件土地は下布施下原の田〇〇〇㎡の内〇〇〇㎡で、貸主である寺院の東側に位置します。図面番号23です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められるため、例外的に許可できるものに該当します。

転用目的は、作業・資材置場です。

借主は携帯電話基地局の工事を請負う法人であり、隣接地に現在建てられている基地局の立替えに伴い、申請地を借受け、工事期間中の作業・資材置場に一時転用します。

なお、携帯電話基地局建設に関する農地転用は届出制となっており、事業計画書が令和2年10月22日付で農業委員会に届出されております。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は賃貸借権設定（期間借地）です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

番号7及び番号8は同一案件のため、一括で説明いたします。

本件土地は岬町江場土後川の田〇〇〇㎡で、岬町江場土交差点の南側に位置します。図面番号24です。

申請地は、番号5と同様の要件であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、貸家住宅（〇〇〇㎡）、車庫兼倉庫（〇〇〇㎡）及び資材置場です。

申請人は、建築業及び農業を生業としております。今回、次男の住宅の隣接地を取得し、貸家住宅1棟、車庫兼倉庫1棟、資材置場を整備します。

土砂による埋立てを行います。埋立の土砂は大多喜町の砂利採取場からの山砂を使用し、土砂の高さは2mです。埋立土砂の量は〇〇〇立方メートルです。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併

浄化槽で処理後、排水路に流出します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、小規模埋立条例について令和2年10月26日付けで市環境水道課に許可を要しない小規模埋立て等届出がなされております。

番号9は、議案第2号番号1と同一案件のため説明を省略いたします。

番号10、本件土地は岬町井沢西小沼の畑〇〇〇㎡で、弓取橋の東側に位置します。

図面番号25です。

申請地は、長者町駅より500m以内であるため、第2種農地に該当します。

譲受人は市内で不動産業を営んでおり、保育所、小学校等公共施設に近く、静かな環境のため需要があると考え、貸家住宅の建築を計画しました。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、県道側溝へ放流します。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、道路法について、令和2年11月2日付で、夷隅土木事務所に道路占用許可申請がなされております。

番号11は、議案第2号番号2と同一案件のため説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。
番号1及び番号2について、6番 織本委員の補足説明をお願いいたします。

織 本 委 員 6番織本です。番号1、番号2とも、事務局説明のとおりです。ただ1番に関しては、県道沿いの側溝があふれやすい為、田の排水路まで側溝を敷いてもらいたいとの要望がありました。

議 長 ありがとうございます。続きまして、番号3について、5番 池田委員の補足説明をお願いいたします。

池 田 委 員 5番池田です。事務局説明のとおり進入路及び駐車場を新設するものです。

今回の申請地の奥になりますが、8月3日に地目変更に係る登記官からの照会があり、非農地として回答した土地に居宅を建設するもので問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして番号4及び番号5については、藍野委員より問題なしとの報告を受けております。番号6については11番鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 11番鈴木です。現在ここにNTTの携帯電話の基地があるのですが、それを建て替えるための作業用地として使うものであり、作業終了後は速やかに復帰するとの事なので特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。番号7から番号10について、4番松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 4番松崎です。7番と8番に関して、隣接農地への用水の影響があるという事でしたが、受人の方で用水のパイプをつないで田に回るようにするとの事でしたので、特に問題ないものと思います。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして、番号11について、7番増田委員の補足説明をお願いいたします。

増田委員 7番増田です。先ほど議案番号2で出たものと同一案件ですので問題ないものと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑等ございませんか。質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号令和2年度第8次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和2年度第8次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和2年10月22日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権15件、貸付者15名、借受者10名、

田、68,550㎡、畑、709㎡、でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号農用地利用配分計画（案）についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

今回の借受申し込み者3名、借受面積、田、12,917㎡、畑、709㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 その他、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

さて、今回は10月31日までに回答済の10件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和2年第11回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、12月の総会及び研修会についてお話いたします。

開催日は12月9日、水曜日を予定しておりますが、同日に昨年度の今年1月に開催した千葉県農業会議の研修を開催したいと考えております。この研修会は県内各市町村で毎年開催されているもので、今年度も本日時点において25市町村で開催されております。

研修会開催にあたり、午後2時から総会を開催し、午後3時から研修会を開催したいと考えております。場所は、いすみ市役所大原庁舎3階大会議室を予定しており、また、大会議室であれば、農業委員、農地利用最適

化推進委員全員の出席をいただいても各机に一人で座ることができコロナ禍における密が避けられます。

転用に係る申請受付については、11月24日（火）及び25日（水）の2日間となります。現地確認は11月26日（木）及び27日（金）を予定しておりますので、スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

続きまして、活動記録簿についてですが、本日10月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

（閉会 午後3時45分）

議事録署名人

議長

7番委員

8番委員